

アキツミカミ・ノート

大沢正道

1

敗戦の翌年、一九四六年一月一日、天皇が出した詔書は、俗に「天皇の人間宣言」と呼ばれている。この詔書を基礎にして、一九四七年のいわゆる新憲法が制定され、ここに、これまわゆる象徴天皇制の制度上の形式が整えられたことはよく知られている通りである。

ところで、この詔書は、木下道雄『宮中見聞録』によれば、天皇の発意で、当時の首相幣原喜重郎がまず英文で起草し、そのあとで日本文に直されたものだという。詔書は、たとえばいわゆる終戦の詔勅を起草したのが安岡正篤だといわれているように、宮廷に入りする御用学者の筆になるのが慣例なのだが、この詔書の場合は慣例を破っている。まして初めに英文で起草されたという話が事実だとすれば、まさに占領下にふさわしい出自だということになるだろう。

この詔書を終戦の詔勅と比較検討してみれば明らかのように、その文体には従来の詔勅類に共通する壮重な宮廷特有の文語体と、近代的な口語調の言い廻しとが混じり合っている。ということは、

それが最初から安岡正篤のような宮廷御用学者によつて起草されたものでなく、おそらく最初は宮廷特有の文語体の熟練工以外の誰かが起草し、それをその道の熟練工が手直ししたということであろう。その逆の順序も考えられるが、もしそうだとしたら、もつと全般的に口語調の言い廻しになったはずである。なぜならその場合、手直しの意味は詔書の近代化ということになり、それにしては直し方が不十分である。そうではなくて、残された口語調の部分は、従来の文語体にはどうしても直し切れない思想を含んでいたのだ、と考えたい。

その部分のなかに、この詔書のなかで最も重要な一節が含まれていることは、だから決して偶然ではないのである。

「然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。」——これは国民（従来はすべて臣民）を別にすれば、これまでの詔勅と同じ文体で、独特なリズムをもっている。しかし、そのあとに続く、「朕ト爾等國民トノ間ノ紐帯ハ終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ且日本國民ヲ以テ

他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有スルトノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。」——この一節は他の部分と著しく異っている。そこには独特なりズムもなく、用語も古色蒼然とはしていない。「単ナル神話ト伝説」「他ノ民族ニ優越セル民族」「世界ヲ支配スベキ運命ヲ有スル……」等々は、ごく普通の言い方であり、詔勅類に固有の威儀はない。それは威儀のつけようがなかつたからである。従来の詔勅類に固有の威儀は、それがアキツミカミ（現御神）の言葉として発せられるものなるがゆえに整われたものであり、アキツミカミを否定するくだりがアキツミカミの言葉で書かれるものは、それ自体、自己矛盾に陥るからである。

## 2

アキツミカミという語は、だいたい大化の改新の名で呼ばれる律令国家の確立以後、つまり七世紀後半以後に公的な用語として定着したとみられている。たとえばその頃に作られたと推定される、現存の祝詞（ノリト）のなかで最も古いものに属する『出雲国造神賀詞』や『中臣寿詞』をみると、「明御神（アキツミカミ）と大八嶋国（オホヤシマクニ）知らし食（メ）す天皇命（スメラミコト）の大御世を……」、「現御神（アキツミカミ）と大八嶋国知らし食す、大倭根子天皇（オホヤマトネコスメラ）が御前（ミマエ）に……」と語られている。また、七一八年に公布された養老令の注釈書『令義解』には、当時の詔書・勅旨の書式が列挙されているが、そこにもアキツミカミの語がみえる。「明神御宇日本天皇詔旨（アキツミカミアメノシタシロシメスヤマトノス

メラミコトノオホミコトラマ）」（重要な外交文書の場合の冒頭の書き出し）、「明神御宇天皇詔旨（アキツミカミアメノシタシロシメスメラミコトノオホミコトラマ）」（二次的な外交文書の場合）、「明神御大八洲天宣詔旨（アキツミカミオホヤシマクニシロシメスメラミコトノオホミコトラマ）」（重要な国内行事の場合）、「天皇詔旨（スメラミコトノオホミコトラマ）」（二次的な国内行事の場合）、「詔旨」（三次的な国内行事の場合）、「といつた具合である。

『続日本紀』に載っている六十二篇の宣命は、いわば『令義解』で例示した書式の具体例といえるから、当然、アキツミカミで始まるものを含んでいる。これらの宣命のうち最も古いのは文武帝の即位の宣命（六九七年）で、最も新しいのは桓武帝の七八九年の日付けになっているが、大半は奈良朝の時期に作られている。その間約百年を数えるが、書式はほとんど変わっていない。煩をいとわず列挙しておこう。

「現つ御神と大八嶋国知らしめす天皇（スメラ）」「現つ神と八洲（オホヤシマクニ）御宇（シロシメ）す倭根子天皇（ヤマトネコスメラミコト）」「現つ神と御宇（アメノシタシロシメ）す倭根子天皇」「現つ神と大八洲知らしめす倭根子天皇」「明つ神と大八洲知らしめす天皇」「現つ神と坐（イマ）す倭根子天皇」——以上の五種類が用いられている。

『古事記』にはアキツミカミはみられない。しかし、『日本書紀』『万葉集』にはごく僅かだが、使用されている。『日本書紀』の場合は次の五カ所である。「明神御宇日本天皇（アキツミカミアメノシタシロシメスヤマトノスメラミコト）」（孝徳帝六四

五年七月、高麗および百濟の使節へのそれぞれの詔旨、「明神、御宇日本根子天皇」(孝徳帝六四六年二月、群臣への詔旨)、「現、為明神、御八島国天皇」(アキツミカミトオホヤシマクニシロシメスメラミコト)、「(孝徳帝六四六年三月、皇太子中大兄皇子の復奏)、「明神、御大八洲日本根子天皇」(天武帝六八四年一月、群臣への詔旨)。これらはいずれも漢文の詔旨の冒頭に冠せられているのだが、それは本来は和文で書かれたこれらの詔旨を、『日本書紀』に収める際に漢訳し、この部分だけは漢訳しようがないので、そのまま残されたのではないかといわれている。

もともと詔勅類には和文と漢文の二通りがあつたのだが、平安朝以後は漢文が主流となり、詔勅といえは漢文で、とくに和文で書かれた天皇の公式文書は宣命と称せられるようになる。そして、アキツミカミは和文のものにしか用いられていない。それはこの語が漢語成立以前の古代日本語であることを示している。

『万葉集』には一カ所だけみられる。巻六に収められた「久邇(クニ)の新京を讀むる歌」である。

明つ神(アキツミカミ) 吾が皇(オホキミ)の 天の下 八島の中に 国はしも 多く有れども 里はしも さはに有れども 山並の 宣しき国と 川次の 立ち合ふ郷と 山代の 鹿背山(カセヤマ)の際に 宮柱 太敷き奉り 高知らず 布当(フダキ)の宮は

久邇は聖武帝が一時都を移した恭仁宮(クニノミヤ)である。それは七四一年八月といわれているから、この歌が作られたのはその頃であろう。山背(ヤマシロ)の木津川のほとりに作られた恭仁宮は数年足らずで放棄されている。いつの世にも御用詩人は

いるようだ。ただ彼はアキツミカミの考証のためには貴重な貢献をしてくれたといつてよいだろう。

3  
すでにみてきたとおり、アキツミカミにはいろいろな漢字があらわれている。

現つ神、現つ御神、現御神、現為明神、明つ神、明神、明御神などで、アキツカミとかアラミカミとか呼ばれる場合もあるが、その意味するところは、姿を現わしている神、あるいは姿を明らかにしている神、ということに尽きる。古代では神は姿を現わさないのが普通なのだが、とくに姿を現わした神、ということでの名がある、というのが普通の解釈である。

本居宣長は、『歴朝詔詞解』で、「此の言は、天皇は世に現(ウツ)して坐(イマ)ます御神にして天の下しろしめすより、景行天皇紀、雄略天皇紀に現人神とあるも同じ意なり」と述べている。聖武帝即位の宣命(七二四年)にも、「……是の平城大宮(ナラノオオミヤ)に現つ御神と坐して、大八嶋国知らしめして……」とあり、アキツミカミとは姿を現わした神であることを示している。『万葉集』巻三の巻頭にある柿本人麻呂の歌、「皇(オホキミ)は 神にし座(マ)せば 天雲の 雷の上に 廬為(イホリス)るかも」は、天皇が神であることを歌つたものとして有名だが、このような天皇讃歌は『万葉集』のうちにいっつかある。しかし、宣長が同義だとする『日本書紀』中のアラヒトガミは、厳密には同義とも言いがたいようにおもわれる。景行紀には次のように書かれている。日本武尊が陸奥国に遠征し、蝦夷の大將を

下したくでありである。「……仰ぎて君の容（ミカホ）を視れば人倫（ヒト）に秀れたまへり。若しくは神か。欲知姓名（ミナウケタマハラン）。王（日本武尊を指す）対へて曰く、吾れは是れ現人神（アラヒトガミ）の子なり。……」

ここでいうアラヒトガミはまさに天皇のことであり、アキツミカミと同じ意味である。しかし、おなじ景行紀で、景行帝が日本武尊について述べた個所はどうであらうか。

「……今朕汝の人と為り察（ミ）るに、身体長大（ムクロタカク）、容姿端正（カホキラキラシ）、力能く鼎を扛（ア）ぐ、猛きこと雷電の如く、向う所前（カタキ）無く、攻むる所必ず勝つ。即ち知る、形は則ち我が子にて、実（ムサネ）は即ち神人（カミ）なり。……」

ここでカミとされているのは天皇ではなく、天皇の多くの子の一人である。天皇がアキツミカミもしくはアラヒトガミであるのは、天つ日嗣、すなわちアマテラスオホミカミの継承者なるがゆえだが、日本武尊が神人（カミ）であるのは、武勇にひときわすぐれた英雄だったからにほかならない。

もう一つの雄略紀の例では、葛城山で雄略帝が出会った一事主神（ヒトコトヌシノカミ）が「現人之神（アラヒトノカミ）」を名乗っている。この場合は、一事主神が「長（タケタカ）き人」として姿を現わし、雄略帝と狩猟を楽しみ、神と行動をともした天皇の徳を称えたことになっている。

だが、もし天皇がもともとアラヒトガミと目されているのであれば、ある神と行をともしたとして不思議はないはずで、このことが天皇の徳を称える根拠になるのは、逆に天皇の神性が文字通

りに受け取られていなかっただ証拠とも考えられよう。さらにこの記述は、アラヒトガミになるのはアマテラスオホミカミ直系の天皇だけでなく、別系統の神もまた、時に人の姿を取って現われると考えられていたことをも示している。しかも興味深いことは、人の姿を取って現われた神が「長き人」と表現されている点で、この例と逆に人でありながら神とも目された日本武尊もまた「身体長大」と表現されている。丈高きことは、古代人にとって「カミ」の条件だったのかもしれない。

アキツミカミの場合と異なり、アラヒトガミの場合は、たんに天皇のみ指すのではなく、神が人の姿となって現われたり、人が神として崇められたりする際にも使われたことは、以上の例からも明らかであるが、次の『万葉集』や『大鏡』の例は、それが『日本書紀』にかざられず、もつと一般化されていたことを物語っている、といつてよいだろう。

『万葉集』巻六に収められた歌では「……繋けまくも ゆゆし恐（カシコ）し 住吉（スミノエ）の あら人神 船の船に うしはき賜ひ 付き賜わん……」とある。「住吉の あら人神」とは、摂津の住吉神社に祀られた神をさし、古くから国家鎮護・航海安全の神として尊ばれていた。これは一言主神がアラヒトガミと呼ばれたのとおなじケースである。

しかし、『大鏡』にみられる「ただ今の北野の宮と申して、現人神におはしますめれ」のアラヒトガミは北野天神に祭られた菅原道真のことである。この場合は日本武尊のケースの変型といつてよいだろう。日本武尊の場合は生きていくうちにすでにカミと目されたのだが、菅原道真は死んだのちにカミに祀られた。それ

も元人間だから、アラヒトガミなのであろう。

これらの例証はアラヒトガミという觀念のもともとの原型が、人並みすぐれた超能力や超体力の持主に対する畏怖の念に発していることを示唆している。

4

古代では神は姿を現わさないのが普通だと、普通は解釈されている。けれども、『日本書紀』など古代の文献には神と名づけれながら、目に見えぬ存在というよりも実在の人間と解釈した方が適切とおもわれる例がいくつか散見される。アラブルカミ、アシキカミがそれである。

景行紀の日本武尊戦争譚のくだりに、「……唯吉備の穴済神（アナワタリノカミ）、難波の柏済神（カシハワタリノカミ）、皆害（ヤブル）心有り、以て毒氣（アヤシキイキ）を放ちて路人（ミチユキヒト）を苦しましむ並に禍害（マガ）の藪（モト）たり。故れ悉に其の悪神を殺して、並に水陸（ミズクガ）の徑（ミチ）を開く。……」とある。ここでの悪神（アシキカミ）は、その名前から推察されるように、渡るのが難儀な街道の渡河地そのものを指している、と解することもできる。渡河の困難な地形を形象化してカミに見立てる、というのは古代人の場合珍しいことではない。

しかし、それでは「悪神を殺す」とは、その場合、どういふ行為をさすのだろうか。このくだりのすぐ前に「是を以て西州（ニシノクニ）既に謚（シズ）まりて、百姓（オホミタカラ）無事（シズカ）なり。」とある。この文脈からいえば、穴済神、柏済神

を旅行困難な地形の形象化とみることは自然でない。むしろ街道の險所に出没する盜賊カゲリラの一団と考えた方が自然である。

また、そのすこし先の「……今東国安からずして、暴神（アラブルカミ）多く起る。亦蝦夷悉に叛きて、屢人民を略（カス）む。」の暴神は目に見えぬ神であらうか、それとも実在の人であらうか。文脈を辿っていくと、そのいずれとも取れるように思われるが、暴神と蝦夷とも靈的なものと現世的なものに区別する受け取り方はいささか神という文字にこだわりすぎている。むしろ、この場合の暴神も、盜賊カゲリラ、叛徒の一団と解した方が自然である。蝦夷と対になっているのは、民族的な区別によるものではないだろうか。

もしこのような解釈が成り立つとすれば、古代では普通神は姿を現わさない、という主張はかならずしも妥当でないということになる。少なくとも、実在する、ある種の超能力もしくは超体力の持主をカミと目した時期のあったことは認められなくてはならないだろう。その段階では、カミとヒトとのしきりはかなりあいまいであり、カミがヒトであったり、ヒトがカミであったり、かなり自由に往来していたように思われる。

アラヒトガミにみられるいくつもの用例は、このような段階の古代人の意識の反映もしくは遺制であらう。いわゆる偉人、英雄を祭神とする例は豊臣秀吉の豊国神社、徳川家康の東照宮などから、戦死者を祀る靖国神社にいたるまで、連続として続いている。古代人の用語を用いれば、それらの祭神はことごとくアラヒトガミである。

ここには問題が二つある。一つは、これらの神社がいまもなお

なんらかの形で存続し、一定の尊崇を受けている、ということである。それはわれわれのなかに古代人の心性が生き続けていることの証拠でもある。ヒトがカミになりかわることをあやしまぬばかりか、そのようなカミに拍手し、礼拝することが習俗化している。それは明らかに、天皇が独占することになるアラヒトガミ信仰の裾野を形成するものである。

問題の第二は、このように多義であったアラヒトガミが、やがて天皇のみに用いられ、アラヒトガミ即天皇と解せられるにいたったところにある。本居宣長がアラヒトガミをアキツミカミと同義語と述べたのは、そのような理解の上に立っている。そしてアキツミカミは初めから天皇のみを指すものとされてきたようである。

ここで意味をもつてくるのは、アキツミカミが公的な用語として定着したのは律令国家の確立以後だという点である。つまり、古代における国家統一の要請を抜きにして、この語の成立と定着は考えられない。それはこの段階以後、政治用語となつたのである。アラヒトガミが天皇のみに独占されていつた経過も、おそろくおなじであろう。

この過程に併行して、神觀念の变革と体系化が進められている。かつてかなりあいまいであったカミとヒトとのまじきりが明確にされ、カミは天皇以外は姿を現わさないとする一種の神学が樹立され、そのことによつて天皇の權威はたかめられた。また、伊勢神宮を頂点とする神社のヒエラルキー（神祇制度）が導入され、いわゆる神社神道を成立させた。伊勢神宮はもともと天皇家の氏神であり、天皇は伊勢神宮の主宰者であつたから、このこともま

た天皇の權威を不動のものとする上に役立った。石井良助がつとに指摘しているとおり、天皇制と伊勢神宮の関連は、天皇制の存続を理解する上に、重要なキイ・ポイントである。幕末の「ええじゃないか」と、明治天皇制国家の成立と、どこかで通底しているという仮説も、あるいは成立するかもしれない。

## 5

『玉禰』一之巻の冒頭で、平田篤胤は次のように書いている。

「現人乃神（アラヒトノカミ）とは、古事記を始め古書どもに天皇命（スメラミコト）の御事（オムコト）を現人神とも遠神（トオツカミ）とも申せり。そは掛まくも畏き申し言（ゴト）ながら、天皇も御人（オムヒト）には御坐（オハシマ）せども、日照日大御神（アマテラスヒノオホミカミ）の正しき御統（ミズヂ）におはし坐（マシ）て、凡人（タダヒト）とは遙に遠く、御尊さの類なく御坐（オハシマ）ますが故に、人と現はれ御坐す神といふ義（ココロ）をもて、上代よりかく称（マヲ）し奉れるなり。」

いわゆる惟神（カムナガラ）の道の復興にもなつて、アキツミカミやアラヒトガミがふたたび問題にされてきたことは、ごく当然のことである。その場合、注意すべきはカミに対する古代人と近代人の觀念の微妙な相違であろう。すでに触れたように、古代人の意識のなかで、カミははじめある種の超能力もしくは超体力の持主への畏怖の念として存在していた。したがつてそれが次第に不可視の存在へと祀りあげられていっても、なおいかなれば人間臭さを伴っていた。カミとヒトとは意識のなかで同棲していた。しかし、近代人にとってカミは少なくとも意識の上ではヒト

と断絶し、ヒトの上に君臨するものであつた。最近の音韻学の研究により否定されるにいたつたカミの語源を上(カミ)に求める説は、逆に近代人の神觀念の構造をあらわにするものでもある。『玉櫛』にあつてはさきの文章につづいて、アラヒトガミは天皇のみをさすのではなく、われわれがすでにみてきたように、住吉神など、異なつた用例のあることが注記されている。けれども、壮大な神学を構想した篤胤の場合、この注記がもつ思想的な意味は切り棄てられ、逆にカミはますます神聖にして犯すべからざる絶対者へと祀りあげられていつた。それはアラヒトガミあるいはアキツミカミの神性をいやが上にもたかめるものであつた。

特集 天皇制の解体とは

アナキストと天皇制破壊

— 大島英三郎氏に聞く —

構成 編集部

1. はじめに

一九六九年一月二日、恒例とされている皇居への「国民の新年の一般参賀」の日に、天皇は、その存在のために生活を奪われた「国民」の直接の抗議行動を二度見なければならなかつた。天皇と、天皇を支える体制、そして警備当局は、それらの抗議が、究極的には天皇個人の肉体的破壊から天皇制そのものの抹殺・打倒を指向していることを思い知らされ、天皇が国民から狙撃の対象

もともと政治用語として確立されたアキツミカミが、明治以後の天皇制国家で改めて使用されるに至つた経緯はべつに考察されなくてはならないが、そのアキツミカミと律令国家時代のアキツミカミとの意味内容にかなり質的な相違のあることは、これまでの記述から十分推定できるだろう。

いまや天皇制について論ずることは一種の流行ともなつた。しかし、天皇制のもつ複雑多岐にわたる構造は漸く解明されはじめたばかりである。天皇は自ら「天皇ヲ以テ現御神」とするのは「架空ナル觀念」だと宣言したが、アキツミカミをただ「架空ナル觀念」の一言で葬り去るわけにはいかぬのである。

として選ばれることを承認し、急拠いゆる「お立ち台」に最上質の部厚い防弾ガラスをめぐらし、以後、天皇と国民との「交歓」は、そのガラス越しに行われることとなつた。

一九六九年一月二日に天皇は、元「皇軍」兵士奥崎謙三氏からバチンコ玉で狙撃され、また、K氏と大島英三郎氏が国民の税金によつて新装された彼の(住居)の庭で発煙筒を燃したことによつて、彼が「人間」となつたいまも、まだ国民に敵対していると

いう事実を再確認させられたのである。

奥崎氏の、いわゆる「皇居パチンコ玉事件」については、『ヤマザキ、天皇を撃て』（三一書房）としてまとめられ、また、大島氏たちの「皇居発煙筒事件」については、『天皇制破壊への渦動』（ギロチン社・ネービス社・黒色戦線社の共同出版）としてパンフレットになつてゐる。この二書とも、「事件」の裁判記録である性格上、「被告」とされた彼らのなまの主張が整理されており、行動の経緯が「裁判」の枠の中に入るよう捨象されてはいるが、そこから彼らの「天皇制破壊」へのパトスと論理を読みとることは容易であらう。

本『アナキズム』編集委員会は、天皇制についての特集を組むに当たり、戦前からアナキズム運動に加わり、現在も黒色戦線社を主宰してアナキズム・パンフレット類の出版を中心に旺盛な活動を続けられてゐる大島英三郎氏に面会し、一九六九年の発煙筒による直接行動の意義と、アナキストと天皇制のかかわりについて述べてもらふこととした。

以下の聞き書きは、大島氏の快諾を得た編集委員二名が、旧ベ平連系のベトナム「勝利」記念集會が行われた日の午後・蒲田のエンリコ・ビル（大島氏がアナキズムを志す人たちの共学の場として開放してゐるもの）に訪ねて聞きとつたことを整理・構成したものである。

## 2. 大島氏の話

——まず、あの発煙筒事件自体について言うと、あれは直接行動ではあつても、決してテロルではなかつたと言えます。天皇お

よび天皇制の存在について、それが打倒され、破壊されるべきものだという主張を、発煙筒を燃やすという手段によって明示するということが主眼となつていたわけです。後で出したパンフレット（『天皇制破壊への渦動』以下単に『渦動』と呼ぶ）には、皇居新宮殿の造営に抗議し、アナキズムを宣伝するためのピラをまこととしたとありますが、あのピラ（『渦動』に全文収録）は新聞に折込みピラとして入れたものの余りで、私たちとしては、ピラをまくことよりも発煙筒を燃やすことによつて抗議の意志を強く主張したいと考えていたわけです。

——そもそも最初は、私と一緒に行動したK君が、彼は黒色戦線社の一員でしたが、父親を天皇の名で行われた戦争で奪われ、自分は片親ということで生活をかなり脅かされ続けているのに、当事者である天皇は何の責任もとらずに、いまだに国民の上で生き続けているということに個人的に抗議するために、手製の爆弾を作り、それを明治天皇陵かどこかに仕掛けようとしていたものですが、私が、それでは単なるテロルにしかならず、運動にはならないと思つて、必ず他の人々が注目するような方法で、現存する天皇の眼前で抗議行動をやるやうということにして、一般参賀の日に行つたわけです。人目につかないところで、個人的に行動するよりも、アナキストの運動という自覚をもつて、最も効果的に運動の礎石を築くために行動の目標と方法を変更したわけです。

——私は、天皇個人に対する、あるいは天皇制に対する抗議行動が、それ以外の運動、たとえば労働運動や反戦運動、住民運動などよりも優先しないものだとは思つていませんし、また、そうした運動の過程で天皇制を糾弾し続けても、それが天皇制を打倒

し、破壊するようになるという楽観的な考えもあまりありません。また、天皇個人に対する抗議なり攻撃よりも、天皇制に対する攻撃が天皇制を倒す方法としてより有力であるとも思っています。そうした運動も重要ではありませんが、何よりも、天皇個人に対する攻撃、たとえば私たちの発煙筒やバチンコ玉による攻撃、あるいはヨーロッパで天皇訪欧の際あつた天皇にクソを投げるといった攻撃のつみ重ねによつて天皇制を破壊することができると思われています。天皇やその一族は、攻撃してはならないものとされ、また、天皇制という制度は私たちに敵対するが人間としての天皇一族は私たちとは敵対しないというように考え続けることは、結局は天皇制を破壊する力を生み出しえないのではないかと思えます。ここいらは、発煙筒事件の裁判の際に証人として供述された植谷雄高さんの考えとは違っています。『渦動』にもあるように、植谷さんは「天皇制自体の変化は、天皇制だけを非難したり攻撃したりしても起らない」「天皇制は、資本主義全体の中に包含されていて、全体が変れば天皇制も変わる」と言われているわけで、一般の知識人と呼ばれる人々もそうした考えではないかと思えます。私は、資本主義に対しても、天皇制に対しても、総体として抽象化されるものだけでなく、その実体を攻撃しなければ、それらを倒すことはできないのではないかと思っています。なお、これとの関連から、一連の企業爆破は、攻撃目標を資本の実体である企業においたという意味で評価すべきことだと思っています。

—日本のアナキストと天皇制ということでは、アナキストの運動は不十分だと思っています。天皇制というのは、目に見える形としてだけでなく、私たちの生活の中に入っています。ア

ナキストの側からすら、天皇制アナキズムなどということが言われたことがあり、これは現在でも完全になくなったというわけでもないようですが、そうした中で天皇が残るとするのは、権力についての理解なり認識なりが不完全なためだと思えます。また、明治以後の教育なり民族主義的な発想ということもあつて、旧いアナキストには、天皇に対して特別な感情を、いわば畏敬の念に近いものでしょうが、持っている人たちも少なくはありませんが、この風潮を打破しないとアナキズム本来の運動はできないのではないかと私は考えています。

たとえば、権藤成卿は、大化の改新に帰り、共同体社会を作ろうと主張していますが、大化の改新に帰るといふことは天皇を温存することになるわけで、ここから天皇制共産主義ないし天皇制アナキズムというものが出てくるわけです。この権藤と影響しあつた岩佐作太郎も、天皇をなくすということは考えていませんし、石川三四郎や八太舟三、あるいは近藤憲二といった人々、また戦後でいえばアナキスト・クラブに集まるようになった人々のうちの一部などに、天皇について直接抗議行動をすることをばはかるような感情があつたと思われれます。ただ、古くは宮下太吉、幸徳秋水、大杉栄などから近くは秋山清氏、大沢正道氏などの人々は、天皇制について、それが私たちと敵対するものであるとの主張を持つているわけで、天皇と天皇制についての議論をもっと煮つめる一方、その打倒・破壊のためにはどういふ行動が必要であるのかを考え、その行動の渦を拡大して行く努力がもっと強力に推進されるべきだと考えます。

—今回の天皇制についての『アナキズム』誌の企画は非常に

重要なものだと思いますが、これからは、若い人たちにもどんどん天皇制について論議し、行動するようしてもらいたいと思っております。行動がなければ敵を打倒し、破壊することはできません。

特集 天皇制の解体とは

天皇制と教育

辻 文明

序

この七月に開幕した沖縄海洋博のために八名普総裁である皇太子、美智子妃が初めて沖縄を訪れた。南部戦跡地の「ひめゆりの塔」に着いた時、反対派の人達によって火炎ビンを投げつけられたのであった。

沖縄が第三次琉球処分によって米国から返還されて日本政府の支配下におかれるまで、沖縄に住む人々の多くは天皇に対して、来沖縄を叫び続けてきたという。

天皇のため、日本国のためと信じて死んでいった幾万の人々の戦跡、慰霊碑に参つてほしい、そして日本の復興とひきかえに基地の島にされた沖縄全土を見てほしい、と言うのである。

しかし、沖縄民衆の人々の真意はどうなのであろうか？ 今回皇太子訪沖は、戦後初めての注目すべき入幸✓？ であつたわけで、火炎ビンの歓迎ぐらいあつても不思議はないし当然でも

また、そうした行動を支援し、運動として拡大して行くことも必要です。私の話が、そうした運動を形成するうえで、いくらかでも若い人々の参考になれば幸いです。

ある。

ところで本題に入ると、この天皇という存在は最も難かしい「教育材料」である。人間は皆平等だと教えるそばから日本国憲法下、特別な存在である天皇を教えなくてはならないのである。

文部省は指導要領の遂行監督者である校長、教頭と、出版社に対する文部省の圧力、文部省こわさの自主規制で作られた教科書との間で教師は生徒に何を、どう教えたらいのだろうか。

ここでは授業空間のみでなく、日常の教育の場、全てに亘つて影を落とす天皇制について考えてみたい。

1 教科書に表われた「天皇」

教科書における、具体的な天皇制の浸透を意図した教育素材が多いのではないかと、仮説をたてて教科書を検討してみると、その記述の案外少ないのとまどう人もいるかもしれない。